（用地補償課の所掌事務）

第百三十三条　用地補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　適正な用地補償の確保に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二～六　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百八十八人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十三人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十八人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十三人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十八人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十六人を置く。

2　（略）

（電気情報技術調整官）

第百四十五条の五　河川国道事務所等を通じて電気情報技術調整官七人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十七人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官三十九人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官五人以内を置く。

2　（略）

（用地補償課の所掌事務）

第百三十三条　用地補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一～五　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百五十七人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十八人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官三十四人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十一人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十三人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十五人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十四人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十七人を置く。

2　（略）

（電気情報技術調整官）

第百四十五条の五　河川国道事務所等を通じて電気情報技術調整官六人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十二人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官四十人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官四人以内を置く。

2　（略）